

60周年記念協賛事業(9・10月)

17日(土) 赤穂観月会(中央公民館)
 // リサイクル運動推進事業(エコキャンドル点灯)(市民対話室)
 17日(土)、19日(月・祝) 秋季少年野球大会(スポーツ振興課)
 18日(日) 少女バレーボール選手権大会(スポーツ振興課)
 23日(金・祝) 下水道30周年記念事業(下水道課)
 // 福祉ふれあいグランドゴルフ大会(社会福祉課、社会福祉協議会)
 23日(金・祝)～25日(日) まるごと赤穂大博覧会2011(観光商工課)
 24日(土) あこう絵マップコンクール公開審査会(協賛)
 25日(日) 家庭バレーボール会長杯(スポーツ振興課)
 29日(木)～10月2日(日) 2011赤穂市美術展(中央公民館)

9月

10月

5日(水) 市民俳句会(中央公民館)
 8日(土) 市民短歌会(中央公民館)
 10日(月・祝) 赤穂市スポーツ先進都市推進事業(スポーツ振興課)
 19日(水) あこう食育フェア(保健センター)
 22日(土) 赤穂義士会講演会(生涯学習課)
 26日(水)～12月19日(月) 「大石内蔵助の美」展(美術工芸館)
 28日(金)～11月6日(日) 世界の名作絵本展 ※11月5日(土) 記念講演会(図書館)
 29日(土) 「わが街赤穂景観60選」発表、記念講演会(都市整備課)



介護保険相談室

介護福祉課 ☎ 43・6947

介護保険サービスの申請時期は？

Q 現在入院中ですが、退院後すぐ介護保険サービスを受けたいときは、いつ頃申請すればよいのでしょうか？

A 主治医と相談のうえ、状態が安定し、退院のメドがついた時点で申請をしてください。

急病等により一時的に状態が変化している場合や、入院後間もないとき、骨折等で安静が必要な場合は、心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われます。

入院中は介護保険のサービスは利用できません。またこのような状態では適切な認定調査を行うことができませんので、しばらく入院治療が必要な場合は、状態が安定して退院の方向性が決まってから申請してください。

※お急ぎの場合(結果が出るまで待てないとき)

要介護・要支援認定は申請日にさかのぼって適用されます。申請日から認定結果がわかるまでの間に認定結果を見込んだうえで、サービスを利用することができます。



国保医療だより

市民課 国保医療係 ☎ 43・6813

交通事故などにあつたときの届出は？

交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、届け出によって国民健康保険を使ってお医者さんにかかることができます。

その際には、交通事故にあつたらすぐに警察に届け、「事故証明書」を出してもらおうと同時に、「第三者行為による傷病届」を市民課国保医療係まで提出してください。ただし、第三者の過失によって受けた傷病の医療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、国保が一時的に医療費を立て替え、あとから加害者に費用を

請求することになります。また、届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保を使えなくなる場合がありますのでご注意ください。

届出に必要なもの

- ▷ 保険証
- ▷ 印鑑
- ▷ 事故証明書
- ▷ 第三者の行為による傷病届